

千葉県農業教育高度化事業実施要領

令和4年1月19日 担い手第1664号制定

第1 趣旨

農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現するには、次世代を担う農業者の育成・確保に向けた取組を総合的に講じていく必要がある。

新規就農者や農業経営者の育成に当たっては、経営力、技術力を向上させることが重要である。このため、農業大学校、農業高校などの農業教育機関における農業教育の高度化、幅広い就農希望者等に対する実践的なりカレント教育の実現に向けた取組を推進する。

なお、本事業の実施にあたっては、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、千葉県農業教育高度化事業補助金交付要綱（令和4年1月19日担い手第1664号制定。以下「交付要綱」という。）及び本要領に定めるところによる。

第2 千葉県農業教育高度化プランの作成

本事業の実施に当たって、国実施要綱別記5別紙様式第3号により、県における農業人材育成の課題や目標を明確化した農業教育高度化プラン（以下「高度化プラン」という。）を県が作成する。

高度化プランの作成に当たっては、新規就農者の育成・確保に向け、教育機関、農業者等の意見を十分に踏まえ、現在抱える農業人材に関する課題を克服するために必要な農業教育のあり方、新規就農者数等の数値目標、それぞれの農業教育機関の役割、農業教育の高度化を図るために必要な取組等を記載する。

また、高度化プランは、関係者間で広く共有し、事業の進捗状況や目標達成状況等について、年度ごとに把握・検証を行う。加えて、必要に応じて高度化プランの見直しを行う等、効果的な事業実施に努める。

第3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、以下の1から5までに掲げる団体等とする。事業実施主体となる農業教育機関は、高度化プランに位置付けられた農業教育機関であり、取組の実施に必要な施設設備、人員等の体制を有するものとする。

なお、第4の2に掲げる取組を実施できる事業実施主体は、1、2、3及び4のみとし、第4の6に掲げる取組を実施できる事業実施主体は、1のみとする。

- 1 県
- 2 市町村
- 3 県、市町村又は民間団体が運営する農業教育機関
- 4 民間団体（特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、学校法人、地方独立行政法人、農業協同組合、会社法人等）
- 5 協議会等（地方自治体、取組を行うために必要な知見を有する農業関係団体、農業経営者、農業教育機関、農業や教育に関する各種専門家等により構成され、協議会等の運営及び意志決定の方法、事務及び会計処理の方法並びにその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした規約が定められているもの）

第4 事業の内容等

事業実施主体は、高度化プランの内容を踏まえ、1から7より、当該事業実施年度に実施する取組を選択し、実施する。

- 1 農業教育機関における教育カリキュラムの強化

農業教育機関は、以下の（１）から（６）に該当する内容の教育カリキュラムに取り組む。

その際、（１）から（４）及び（６）において、これまでに各農業教育機関が実施している既存のカリキュラム実施については、補助対象としない。また、教育カリキュラムごとに年間 10 名以上の受講者数が見込まれるものとする。

なお、（５）に該当するカリキュラムを実施する場合には、特定の農業経営体や団体の社員・被雇用者等の人材育成を目的とした教育カリキュラムは、補助対象としない。

また、公共職業安定所等への開催情報の共有等により、就農希望者に開催情報が広く周知されるよう努める。

- （１） スマート農業機械の操作、生産管理及び経営管理ツールの活用等、スマート農業技術やそれにより得られるデータ等を今後の農業生産や農業経営に活かすことを目指す実践的なカリキュラムの新たな検討・実施
- （２） 環境配慮型農業に関する知識、技術を習得できるカリキュラムの新たな検討・実施
- （３） 経営継承、事業継続計画等のリスク管理、実践的な経営管理手法（事業計画作成や農業経営シミュレーションの演習等）、労務管理、労働安全等を内容とするカリキュラムの新たな検討・実施
- （４） 国際的に通用する農業生産工程管理（GAP）、輸出力強化、6次産業化、農福連携等を内容とするカリキュラムの新たな検討・実施
- （５） 就職氷河期世代を含む社会人の就農希望者や現役の農業者を対象とした実践的な研修であって、知識・技術を十分習得できると認められるカリキュラムの実施
- （６） その他、高度化プランの実現のために必要であり、新規就農者の拡大に資するカリキュラムの新たな検討・実施

2 研修用農業機械又は農業設備の導入

農業教育機関は、1 及び 4 の取組を実施するために直接必要となる研修用の農業機械（アタッチメントを含む）又は農業設備（以下「機械等」という。）を導入する。

対象となる機械等は、教育カリキュラムを強化し、農業教育の高度化を図るための導入するものであり、取得価格が 50 万円以上であって、原則として新品の機械等とする。

なお、研修に必要な機械等であっても、農業以外の用途に使用可能な汎用性の高い機械等（運搬用トラック、ショベルローダー、バックホー、パソコン、プロジェクター、冷蔵設備等）や既存の機械等の更新（農業教育機関が所有する既存の機械等の代替として同種、同規模、同効用のものを再度導入するものをいう。）については補助対象としない。

3 農業教育機関等における e ラーニングの導入

農業教育機関等が 1 の取組を実施するため、対面等で実施するよりも、e ラーニングを活用した方が効果的であると判断した場合には、新たに e ラーニング研修を導入する。また、必要な場合は、民間事業者等の第三者が提供する e ラーニングコンテンツ又はサービスを利用できる。

農業教育機関等が、e ラーニング研修コンテンツを自ら作成、受講者に提供するため、講義等の録画・編集用のカメラ、ソフトウェア、PC 等の物品が直接必要となる場合は、原則としてリース、レンタル（以下「リース等」という）を活用することとし、リース等での対応が困難な場合又はリース等を利用する場合よりも購入した方が当該年度の事業実施期間における必要経費が安価な場合に限り、当該物品を購入できる。

4 若者の就農意欲を喚起するための活動

事業実施主体は、若者の就農意欲を喚起するため、以下の（１）から（５）までに掲げる取組を実施する。

- （１） 先進的な農業経営者等による出前授業
 - （２） 先進的な農業経営者の農場や農業生産施設等における農業研修
 - （３） 若手農業者等との交流会
 - （４） 農業大学校等の農業教育機関と連携した実践的な研修
 - （５） その他、文部科学省及び農林水産省の連名通知「農林水産業を学ぶ高校生の就農・就業に向けた人材育成の方策の検討」（平成 29 年 5 月 17 日付け 29 経営第 553 号、29 生産第 418 号、29 林整研第 94 号、水推第 213 号。）に基づく内容であって、若者への就農意欲喚起に効果的と認められるもの
- 5 農業教育機関における ICT 環境の整備のための取組
農業教育機関におけるスマート農業教育を推進するため、農業教育機関の農場等における無線 LAN の導入など、ICT 環境を整備する取組を実施する。

6 国際的な農業人材育成のための取組

地域農業のリーダーとして、輸出や海外への事業展開等を担う国際的な農業人材を育成するため、学生等が以下の（１）から（６）の要件を満たす海外農業研修に参加するための経費を支援する取組を実施する。

- （１） 期間が、3 ヶ月以上 18 ヶ月未満の海外農業研修であること
- （２） 場所、内容等が、事前に確認できる海外農業研修であること
- （３） 農業に関する知識・技術を学ぶことを目的とした海外農業研修であること
- （４） 県が海外農業研修を適切に行うことができると認めた事業者（過去 5 年間に重大な法令違反や事故等が発生していない事業者等）又は地方公共団体が提供する海外農業研修であること
- （５） 海外農業研修に係る経費の使途、内訳等が確認できること
- （６） 海外農業研修に参加する者が、将来的に農業に従事する意思があると宣言すること

助成対象経費は、海外渡航のための旅費及び研修費として海外農業研修を受講する研修生以外の第三者に支払う経費とする。また、支援する経費の上限は、研修生 1 名につき 1 海外研修当たり助成対象経費の 2 分の 1 又は 60 万円のいずれか低い額とする。

7 その他の取組

上記の 1 から 6 までの取組を円滑に実施するために必要な会議、事業内容の検討及び事業効果の把握のために必要な調査、農業教育機関の指導者の能力向上を目的とした研修等（研修受講者個人の資格取得を目的とした研修は除く）への派遣、研修受講者の就農を支援するための専門員の設置、研修受講者へのフォローアップ活動等の取組を実施する。

第 5 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、国実施要綱別記 5 別表 2 に掲げる経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ証拠書類等から金額が確認できる経費とする。

なお、国又は地方公共団体から現に補助を受け、又は受ける予定がある取組については、本事業の補助対象としない。

第 6 補助率

本事業の取組ごとの補助率については、交付要綱別表に定めるとおりとする。

第7 事業計画の作成等

1 事業計画の作成

- (1) 事業実施主体（県、県が運営する農業教育機関を除く。以下第7、8、9において同じ。）は、第2で県が作成した高度化プランの内容を踏まえ、別記様式第1号により事業計画を作成し、知事に提出するものとする。
- (2) (1)にあたり、事業実施主体が市町村、市町村が運営する農業教育機関以外の場合は、別記様式第2-1号により誓約書、別記様式第2-2号により役員等名簿を添付するものとする。
- (3) 知事は、(1)により提出された事業実施計画書の内容を審査し、適当と認められる場合はこれを承認し、事業実施主体へ通知するものとする。
- (4) 事業計画について、交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は(1)に掲げる手続きに準じて行うものとする。

2 研修計画の承認申請

- (1) 第4の6の助成金の交付を受けようとする者は、別記様式第3号により研修計画を作成し、知事に承認申請するものとする。
また、別記様式第2-3号により誓約書を添付するものとする。
- (2) 知事は、助成金の交付を受けようとする者から研修計画の承認申請があった場合には、研修計画の内容について審査する。
審査の結果、第4の6の要件を満たし、助成金を交付して研修の実施を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で研修計画を承認し、審査の結果を申請した者に通知する。
- (3) (1)の承認を受けた者は、研修計画を変更する場合は、計画の変更を申請する。
- (4) 知事は、研修計画の変更申請があった場合は、(2)の手続きに準じて、審査する。

3 事業の着手

- (1) 本事業については、原則として事業実施主体が、千葉県補助金等交付規則第4条の交付決定を受けた後に実施した取組を対象とするものとする。
- (2) やむを得ない事情により、交付決定を受ける前に実施する必要がある場合、1の事業計画承認後、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（別記様式第4号）を知事に提出するものとする。
- (3) (2)により交付決定前に事業に着手する場合、事業実施主体は補助金の交付が確実となってから着手するものとし、交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行うものとする。

第8 県の補助

1 県の補助（事業実施主体に対して）

- (1) 県は、予算の範囲内において、事業実施主体に対し、事業実施のために必要な経費について、補助金を交付する。
- (2) 県は、第7の1により事業実施主体から提出された事業計画等を踏まえ、必要に応じて、事業実施主体に対し、ヒアリング等を行う。
- (3) 県は、政策的に重要な取組（以下「重点取組」という。）について、優先枠を設定する（優先枠以外を一般枠とする）。優先枠の対象となる取組は、第4に掲げる事業内容のうち、以下の取組とする。
 - ・第4の1の(1)及び(2)の取組
 - ・第4の1の(1)又は(2)の取組を実施するために必要な2、3及び5の取組
- (4) 補助金の交付は、重点取組を優先して取り扱うほか、農林水産部長が別に

定める「千葉県農業教育高度化事業補助金等配分基準」に基づき各事業実施主体に配分する。

- 2 県の補助（第4の6の助成金の交付を受けようとする者に対して）
 - (1) 第7の2の(1)の承認を受けた者は、別記様式第5号により助成金交付申請書を作成し、知事に助成金の交付を申請する。
 - (2) 助成金の交付申請を受けた知事は、申請の内容が適当であると認めた場合は助成金を交付する。

第9 事業実績の報告

- 1 事業実施主体は、事業実績について、別記様式第1号により実績報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の4月15日までに知事に提出するものとする。
- 2 知事は、事業実績の報告後も必要と認めるときには、事業実施主体に対し、随時、報告を求めることができる。

第10 事業効果の検証等

事業実施主体は、事業実施期間及び事業終了後において、研修受講者へのアンケート調査や就農状況調査等を行うことで、効果を検証する。また、事業終了後も、研修修了者に対する継続的なフォローアップに努める。

第11 事業の適切な執行に向けた指導等

- 1 事業の適切な執行に向けた指導等（事業実施主体に対して）
 - (1) 事業実施主体は、本事業で取得した機械等の財産について法定耐用年数を経過するまでの間、適切に管理使用するものとする。
 - (2) 事業実施主体（県、県が運営する農業教育機関を除く。以下第11において同じ。）は、高度化プラン及び第7の1の事業計画において設定した目標等の達成状況が低調な場合には、適切な改善措置を講じるとともに、その結果を知事に報告するものとする。
 - (3) 知事は、事業の適切な執行及び本事業で取得した財産の適切な管理等に必要な場合は、事業実施主体に対して報告又は資料の提出を求め、必要な指導及び助言を行う。
- 2 事業の適切な執行に向けた指導等（第8の2の(2)で助成金を交付した者に対して（以下交付対象者。））
 - (1) 知事は、交付対象者に対して、帰国した後に、適切に研修を修了しているか確認するため、以下の書類の提出を求める。
 - ・海外農業研修事業者から発行される修了証の写し
 - ・その他研修の修了を確認できる書類
 - (2) 交付対象者は、研修開始前及び研修期間内、研修終了後2年間に氏名、居住地、電話番号、メールアドレスのいずれかを変更した場合は、変更後1か月以内に別記様式第6号により住所等変更届を知事に提出する。
 - (3) 交付対象者は、研修を中止する場合は、別記様式第7号により中止届を知事に提出する。
 - (4) 次に掲げる事項に該当する場合は、交付対象者は資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、ウに該当する場合は、資金の返還を求めないものとする。
 - ア 研修期間が3ヶ月未満になった場合
 - (ア) 研修の中断が、自己都合による場合は、全額返還
 - (イ) 研修の中断が、災害等の自己の責に帰さない事由であり、研修事業者から学生等に研修費の返還があった場合は全額又は一部返還

- イ 研修期間が3ヶ月以上で中止となった場合
(A) > (B) となる時、(A) - (B) の金額を返還

$$\left(\begin{array}{l} (A) = (\text{当初の補助額}) \\ (B) = \{(\text{研修費総額}) - (\text{事業者からの返還額})\} \text{のうちの補助金額} \end{array} \right)$$

- ウ アの(イ)において、研修事業者から学生等に研修費の返還がない場合

第12 その他事業に関する留意事項

- 1 事業実施主体が自ら実施するよりも、第三者が実施した方が高い教育効果や効率性が見込まれるなど合理的な理由がある場合は、事業実施主体以外の第三者に事業の一部を委託できる。
- 2 第4の3の取組の実施に当たっては、幅広い世代の就農希望者（求職者、他産業に従事する社会人等）が受講しやすいよう、研修期間、研修開催方法（eラーニング形式、土日・夜間開催等）等を配慮する。
- 3 教育カリキュラム等の内容検討・実施に当たっては、農業教育又は職業訓練に知見を有する専門家等のほか、新規就農者を雇用している農業経営体、学生、就農希望者、新規就農者等から、研修のニーズ等について、意見を聞くよう努める。
- 4 農業実習、農業機械操作研修等を実施する場合には、農業機械等による事故を防止する観点から、事前に農作業安全に関する講習を実施するなど研修受講者等の安全確保に配慮するものとする。
- 5 農業機械等の購入に当たっては、一般競争入札の実施又は農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用、複数の業者に見積を提出させること等により、事業費の低減に努める。
- 6 本事業により取得した機械等の財産は、動産総合保険等の加入、施錠可能な場所での保管等により、適切に管理する。
- 7 第4の2により導入した機械等については、効率的な利用を図る観点から、本事業の取組を実施しない時間帯や期間がある場合には、当該農業教育機関で実施している通常の農業教育及び農業研修に使用できる。
- 8 本事業により取得した財産については、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日12構改B350号農林水産事務次官依命通知）別記様式第10号の財産管理台帳を作成し、法定耐用年数が経過するまでの間、保管するものとする。
- 9 本事業で導入する機械等については、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）を適用しない。
- 10 農業機械等をリース導入する場合の留意点等は、以下のとおりとする。
 - (1) リース期間は、法定耐用年数以内とする。
 - (2) リースによる導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。
「リース料助成額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×助成率（1/2以内）
ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。
さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリ

リース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

$$\begin{aligned} \text{「リース料助成額」} &= \text{「リース物件購入価格（税抜き）」} \times (\text{「リース期間」} \div \\ &\quad \text{「耐用年数」}) \times \text{助成率（1／2以内）} \\ \text{「リース料助成額」} &= (\text{「リース物件購入価格（税抜き）」} - \text{「残存価格」}) \times \\ &\quad \text{助成率（1／2以内）} \end{aligned}$$

- 11 第4の1の(5)については、国実施要綱別記4の第2の4又は国実施要綱別記7の事業により現に補助を受け、又は受ける予定の地域における取組は本事業の補助対象としない。

第13 書類の経由

この要領の規定により知事に提出する書類は、所轄の農業事務所の長を経由し、提出するものとする。

所轄の農業事務所が定まっていない場合には、知事に直接提出するものとする。

第14 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項については、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、令和4年1月19日から施行する。

この要領は、令和4年5月24日から施行する。

この要領は、令和5年11月13日から施行する。

別記様式第1号 (第7の1、第9関係)

年度 千葉県農業教育高度化事業 事業計画(実績報告)書

番 号
令和 年 月 日

千葉県知事 様

所在地
実施主体名
代表者氏名

※市町村の場合には、代表者の職氏名のみ記入

千葉県農業教育高度化事業実施要領第7の1の(1)(実績報告の場合は第9の1)の規定に基づき、
下記のとおり事業計画(実績報告)を提出する。

記

第1 今年度の事業の実施方針

--

第2 新規就農等に関する具体的な数値目標

別添様式第2号により作成する。

第3 今年度の取組実施等の体制

※謝金を支払う委員等が含まれる検討会を設置する場合に委員会の構成を記載して下さい。

検討委員等の氏名及び役職	所属等

第4 具体的な取組計画(実績)

1 農業教育機関における教育カリキュラム強化

実施機関	取組内容・実施(予定)時期	使用経費等
	【優先配分事項に該当する取組】 〔教育コース名〕 〔教育対象者・予定受講数〕	【優先配分事項※に該当する取組】

	〔実施期間（研修時間数）〕 〔カリキュラムの内容〕	合計 千円
	【優先配分事項以外の取組】 〔教育コース名〕 〔教育対象者・予定受講者数〕 〔実施期間（研修時間数）〕 〔カリキュラムの内容〕	【優先配分事項以外の取組】 合計 千円

※優先配分事項とは、第8の1の（3）に該当する取組である（以下同じ）

2 研修用農業機械又は農業設備の導入

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	使用経費等
	【優先配分事項に該当する取組】	【優先配分事項に該当する取組】 合計 千円
	【優先配分事項以外の取組】	【優先配分事項以外の取組】 合計 千円

注：取組内容欄には、導入予定の農業機械・設備の内容、規模、仕様を記載する。

3 農業教育機関等におけるeラーニングの導入

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	使用経費等
	【優先配分事項に該当する取組】	〔優先配分事項に該当する取組〕 合計 千円
	〔優先配分事項以外の取組〕	〔優先配分事項以外の取組〕 合計 千円

4 若者の就農意欲を喚起するための活動

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	使用経費等
		合計 千円

5 農業教育機関におけるICT環境の整備のための取組

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	使用経費等
		合計 千円

6 国際的な人材育成のための取組

・実施の有無	有（ ） / 無（ ）
--------	-------------

※本取組を実施する場合は、国実施要綱別紙様式第5号を作成すること。

7 その他の取組

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	使用経費等
		合計 千円

第5 本年度事業で目指す（得られた）効果及び事業の改善点

--

第6 研修受講者へのアンケートによる研修効果の把握

※実績報告時に実施した研修等ごとにアンケート結果を記載すること

<p>[研修コース名・受講者数]</p> <p>[アンケート結果]</p> <p>注：事業効果を把握するためのアンケートの内容は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 県実施要領第4の1及び3の(1)の取組の場合</p> <p>①事業で実施した研修内容について、将来、就農する際に役立つと回答した者の割合（必須）</p> <p>〔4段階評価：大変役に立つ、役に立つ、あまり役に立たない、役に立たない〕</p> <p>②事業で実施した研修を受講することにより、就農意欲が高まったと回答した者の割合（必須）</p> <p>〔4段階評価：とても強くなった、強くなった、あまりならなかった、ならなかった〕</p>

③その他（事業実施主体及び取組主体で必要な項目を設定）

（２）県実施要領第４の５の取組の場合

①事業で実施した研修等により職業としての農業に魅力を感じたと回答した者の割合（必須）

〔４段階評価：とても関心が増加した、関心が増加した、あまり関心が増加しなかった、増加しなかった〕

②その他（事業実施主体及び取組主体で必要な項目を設定）

（３）上記以外の研修等の取組の場合

※研修内容に合わせて効果が測定できるような項目を設定して下さい。

第７ その他

第８ 事業完了（予定）日

年 月 日

第９ 添付資料

- （１）別添様式第１－１号収支計画（報告）書
- （２）別添様式第１－２号収支計画（報告）書 積算内訳
- （３）別添様式第２号「新規就農者等に関する具体的な数値目標」
- （４）事業を実施する農業教育機関等の概要が分かる資料
- （５）機械、設備、機器等を導入する場合はカタログ、見積書等
- （６）その他取組内容の参考となる資料

(別添様式第1-1号)

事業収支計画(報告)書

経費の配分

(単位:円)

事業内容	事業に要する経費 (A+B)	負担区分		備考 (積算基礎等)
		補助金 (A)	その他 (B)	
1 農業教育機関における教育カリキュラムの強化 2 農業教育機関への研修用農業機械及び農業設備の導入 3 農業教育機関等におけるeラーニングの導入 4 若者の就農意欲を喚起するための活動 5 農業教育機関におけるICT環境の整備のための取組 6 国際的な農業人材育成のための取組 7 その他の取組				
合計				

- (注) 1 補助事業を実施するために必要な経費(消費税を含む。)のみを計上して下さい。
2 「積算基礎」欄には、積算内訳を記載し、考え方を記載又は添付して下さい。
3 必要に応じて単価等の設定根拠となる資料を添付して下さい。

(別添様式第1-2号)

農業教育高度化事業 事業収支計画(報告)書 積算内訳

1 農業教育機関における教育カリキュラムの強化

実施機関 【優先配分】	取組内容	使用経費 (区分)	事業費(円)			単価 (円)	数量	内訳 内容(考え方)	
			計 (A+B)	国庫補助金 (A)	その他 (B)				
【優先配分(1)】									
【優先配分以外】									
		1 計							

2 農業教育機関への研修用農業機械及び農業設備の導入

実施機関 【優先配分】	取組内容	使用経費 (区分)	事業費(円)			内訳		
			計 (A+B)	国庫補助金 (A)	その他 (B)	単価 (円)	数量	内容(考え方)
【優先配分(1)】								
【優先配分以外】								
		2 計						

3 農業教育機関等におけるeラーニングの導入

実施機関 【優先配分】	取組内容	使用経費 (区分)	事業費(円)			内訳		
			計 (A+B)	国庫補助金 (A)	その他 (B)	単価 (円)	数量	内容(考え方)
【優先配分(2)】								
		3 計						

4 若者の就農意欲を喚起するための活動

実施機関	取組内容	使用経費 (区分)	事業費(円)			内訳		
			計 (A+B)	国庫補助金 (A)	その他 (B)	単価 (円)	数量	内容(考え方)
		4 計						

5 農業教育機関におけるICT環境の整備のための取組

実施機関	取組内容	使用経費 (区分)	事業費(円)			内訳		
			計 (A+B)	国庫補助金 (A)	その他 (B)	単価 (円)	数量	内容(考え方)
		5 計						

6 国際的な農業人材育成のための取組（国実施要綱別紙様式第5号の作成時に追記）

実施機関	取組内容	使用経費 (区分)	事業費(円)			単価 (円)	数量	内訳 内容(考え方)
			計 (A+B)	国庫補助金 (A)	その他 (B)			
		6 計						

7 その他の取組

実施機関	取組内容	使用経費 (区分)	事業費(円)			単価 (円)	数量	内訳 内容(考え方)
			計 (A+B)	国庫補助金 (A)	その他 (B)			
		7 計						

総計	0	0	0
----	---	---	---

(別添様式第2号)

新規就農等に関する具体的な数値目標

(1) 事業を実施する研修教育機関等ごとの状況及び新規就農者の増加目標

※事業を実施する取組主体(研修教育機関等)ごとに記載してください。

【研修教育機関等名: _____】

ア 現状値及び目標値(事業実施以降、目標年度までの3～5年間の各年の目標値を記載)

目標内容:

(単位:人、%)

	令和○年度 (現状値)	令和○年度 (○年目) (目標値)	令和○年度 (○年目) (目標値)	令和○年度 (○年目) (目標値)	令和○年度 (○年目) (目標値)	令和○年度 (○年目) (目標値)
①研修修了者数等(注1)						
②うち新規就農者数(注2)						
③就農率(②/①)						

研修修了者数等の内訳:

新規就農者数等の内訳:

注1:研修修了者数等については、どのような者を含んでいるのか分かるよう内訳を記載してください。

注2:新規就農者数については、どのような者が含んでいるのか分かるよう内訳を記載してください。

イ 近年の新規就農者数等の状況(実績)

(単位:人、%)

	平成30年度 (実績値)	令和元年度 (実績値)	令和2年度 (現状値)	令和○年度 (○年目) (実績値)	令和○年度 (○年目) (実績値)	令和○年度 (○年目) (実績値)	令和○年度 (○年目) (実績値)	令和○年度 (○年目) (実績値)
④研修修了者数等								
⑤うち新規就農者数								
達成度(注3)(⑤/②)								
⑥就農率(⑤/④)								
達成度(注3)(⑥/③)								

研修修了者数等の内訳:

新規就農者数等の内訳:

注3:達成度の欄には、アで記載した各年の目標値に対する達成度の数値を記載してください。

(2) 事業を実施する研修教育機関等ごとの数値目標(新規就農者の増加目標以外の目標)

※事業を実施する取組主体のうち農業高校など(2)の新規就農者数の増加目標を設定することがない場合に、取組内容に応じた数値目標を設定してください。

【取組主体(研修教育機関等)名: _____】

ア 現状値及び目標値(事業実施以降、目標年度までの3~5年間の各年の目標値を記載)

目標内容:

(単位:人、%)

	令和○年度 (現状値)	令和○年度 (○年目) (目標値)	令和○年度 (○年目) (目標値)	令和○年度 (○年目) (目標値)	令和○年度 (○年目) (目標値)	令和○年度 (○年目) (目標値)
①***** (注1)						
②***** (注2)						
③**率(②/①)						

①の内訳:

②の内訳:

注1:①の内容が分かるよう記載してください。

注2:②の内容が分かるよう記載してください。

イ 近年の状況(実績)

(単位:人、%)

	平成30年度 (実績値)	令和元年度 (実績値)	令和2年度 (現状値)	令和○年度 (○年目) (実績値)	令和○年度 (○年目) (実績値)	令和○年度 (○年目) (実績値)	令和○年度 (○年目) (実績値)	令和○年度 (○年目) (実績値)
④*****								
⑤*****								
達成度(注3)(⑤/②)								
⑥**率(⑤/④)								
達成度(注3)(⑥/③)								

④の内訳:

⑤の内訳:

注1:達成度の欄には、アで記載した各年の目標値に対する達成度の数値を記載してください。

※記載欄が不足する場合は、適宜行を追加してください

誓約書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名
(法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名)

㊞

補助金の交付を申請した事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。））が千葉県農業教育高度化事業補助金交付要綱第3条第1項の各号いずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、補助金等の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

(注) 本人の自署とする場合は、押印不要であるが、本人確認書類の写しを添付すること。

別記様式第2-2号

役員等名簿

番号	商号又は名称（半ｶﾀ）	商号又は名称（漢字）	氏名（半ｶﾀ）	氏名（漢字）	生年月日				性別 (M・F)	住 所	職 名
					元号 MTSH	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

現在における（私・当法人（団体））の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

㊞

役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う者が

（注）本人の自署とする場合は、押印不要であるが、本人確認書類の写しを添付する

- ・個人である場合は本人を記載すること。
 - ・法人その他の団体である場合は、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。
- ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

誓約書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

生年月日

性 別

氏 名

⑩

助成金の交付を申請した者が千葉県農業教育高度化事業補助金交付要綱第3条第1項の各号いずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、補助金等の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、助成金の交付を受けられないこと又は助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

(注) 本人の自署とする場合は、押印不要であるが、本人確認書類の写しを添付すること

研 修 計 画

年 月 日

千葉県知事 様

[申請者] 住 所：
氏 名：
電話番号：
(生年月日： 年 月 日： 歳)
メールアドレス：

千葉県農業教育高度化事業実施要領第7の2の(1)の規定に基づき研修計画の承認を申請します。

また、国実施要綱、県実施要領、千葉県農業教育高度化事業交付要綱等の規定を遵守することを誓約します。

なお、国実施要綱、県実施要領、千葉県農業教育高度化事業交付要綱等の規定により、補助金の一部又は全部を返還することについて異議はありません。

- 1 研修実施事業者名： _____
(研修応募先)
- 2 研 修 名： _____
- 3 派 遣 先
または
研修コース： _____

添付書類

- (1) 海外農業研修実施事業者の概要が分かる書類
- (2) 海外農業研修の内容、期間、場所等が分かる書類
- (3) 海外農業研修に係る経費の使途、内訳等が確認できる書類
- (4) 将来的に農業に従事する意思があると確認できる書類
- (5) 誓約書(別記様式第2-3号)

千葉県知事 様

所在地
実施主体名
代表者氏名

※市町村の場合には、代表者の職氏名のみ記入

千葉県農業教育高度化事業交付決定前着手届

事業計画に基づく別添事業について、補助金交付決定前に着手したいので、千葉県農業教育高度化事業実施要領第7の3の(2)の規定により、下記条件を了承の上、提出します。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

事業の内容	事業費		着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
		うち補助 金			

助成金交付申請書

(交付申請書兼請求書兼実績報告書)

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

千葉県農業教育高度化事業補助金交付要綱第4条第1項及び千葉県農業教育高度化事業実施要領第8の2の(1)の規定に基づき、助成金の交付を申請します。

なお、千葉県補助金等交付規則第14条の規定により資金の額が確定された場合は、本書をもって下記の額を交付されたく請求します。

記

交付申請額： _____ 円

資金の振込口座

金融機関店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信用農業協同組合連合会 農林中金			店・所	出張所															
	金 融 機 関 コ ー ド																			
	預金・貯金の種類		普通預金・当座預金		口座番号															
	郵便局		記号		(当座)番号															
口座名義人		(ふりがな)氏名																		

添付書類

- 1 助成対象経費を研修生以外の第三者に支払ったことが確認できる書類及び支払った額が確認できる書類

住所等変更届

年 月 日

千葉県知事 様

氏 名

千葉県農業教育高度化事業実施要領第 11 の 5 の規定に基づき住所等変更届を提出します。

変更前	氏名 住所 電話番号 メールアドレス その他 ()
変更後	氏名 住所 電話番号 メールアドレス その他 ()

添付書類：変更後の住所等を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

別記様式第7号 (第11の2関係)

中止届

年 月 日

千葉県知事 様

氏 名

海外農業研修を中止しますので、千葉県農業教育高度化事業実施要領第11の6の規定に基づき中止届を提出します。

中止日	年 月 日
中止理由	